

綾瀬市教育委員会会議録

令和7年9月定例会

令和7年9月30日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教 育 長	長	袴 田 育	毅 君
教 育 長	職 務 代 理 者	田 中 恵 吾	君
委 員		亀 ヶ 谷 由 美 子	君
委 員		齊 藤 隆 訓	君
委 員		林 紀 美 子	君

事 務 局 職 員

市 民 環 境 部 長	増 田 正	君
生 涯 学 習 課 長	瀧 川 泉	君
教 育 部 長	大 矢 博 之	君
教 育 総 務 課 長	三 田 哲 郎	君
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 上 貴 司	君
学 校 給 食 セン タ ー 所 長	比 留 川 晋 一	君
参 事 兼 教 育 指 導 課 長	春 木 純 子	君
参 事 兼 教 育 研 究 所 長	渡 邊 倫 康	君

書 記

教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 幹	関 洋 平
教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 事	大 竹 智 葉

令和 7 年綾瀬市教育委員会会議 9 月定例会議事日程

令和 7 年 9 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分開議

日程第 1		会議録署名委員の指名について
-------	--	----------------

議案

日程第 2	第 26 号議案	令和 7 年度教育委員会の点検・評価について
-------	----------	------------------------

追加報告

日程第 3	第 8 号報告	綾瀬市教育大綱の改定について
-------	---------	----------------

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめ御報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出はございませんが、会議途中で傍聴の希望があつた場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議9月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員」の指名をいたします。

会議録署名委員に、齊藤委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

本日の議事日程に、追加議事日程の「日程第3 第8号報告 綾瀬市教育大綱の改定について」を追加し、審議したいと思います。

これに御異議はございませんか。

（ 異議なしを確認 ）

○教育長（袴田毅君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第26号議案 令和7年度教育委員会の点検・評価について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第26号議案 令和7年度教育委員会の点検・評価について」、御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。

提案理由につきましては、中段にございますとおり、効果的な教育行政の推進及び市民への説

明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、令和7年度教育委員会の点検・評価を決定いたしましたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第18号の規定により提案するものでございます。

令和7年度の教育委員会の点検・評価につきましては、5月の協議会におきまして、第2部の2つの点検・評価対象事業についてヒアリングと、第1部の内容についてご協議いただき、また、取りまとめた自己点検・評価結果について、教育委員会会議6月定例会において、ご協議いただきました。

その後、第三者委員会による検証を7月から9月にかけて行い、「第三者委員会の検証結果」としてとりまとめたものを、本日「令和7年度教育委員会点検・評価報告書」として、提案するものでございます。

それでは、別冊の点検・評価報告書の3ページを御覧ください。

4ページからの「教育委員会の事務の点検・評価に当たって」、7ページからの「第1部 教育委員会会議及び教育委員会の活動状況」、17ページからの「第2部 教育振興基本計画の取り組み状況」の各事業の実績や自己点検・評価結果につきましては、6月定例会で協議を行い、御了解をいただいておりますので、本日は、「第三者委員会の検証結果」について、説明をさせていただきます。

それでは、23ページを御覧ください。

第三者委員会では、23ページからの「令和7年度点検・評価対象事業の点検・評価結果」の2事業、31ページからの「前期実行計画 重点取組等の取組状況確認票」の9事業、43ページからの「前期実行計画 その他取組の取組状況確認票」の37事業について、ヒアリング及び意見交換を行い、各事業と第1部・第2部全体に対する検証結果をまとめていただきました。

それでは、点検・評価対象事業の2事業の検証結果から説明させていただきます。

26ページの下段を御覧ください。

「小・中一貫教育の推進」に対する「第三者委員による検証結果」でございますが、小学校における学習内容の理解度の差が進学後の授業進行に支障があるならば、乗り入れ授業を全中学校区に展開し、授業の質の平準化につなげていく必要があるとの御意見がございました。

27ページを御覧ください。

アンケートの結果の数字の出し方について、肯定的な部分のみを記載するのではなく、ネガティブなフィードバックから対策を講じていかないと改善されないため、例えば、教員から「効果が見えない」、「ビジョンが見えない」という意見に対し、教員が小・中一貫教育のイメージができるていないという点に課題があるのではないか、という御意見がございました。

綾瀬市全体として、通過点となるようなマイルストーンや目標となるゴールを設定し、明確な効果検証の指標づくりが必要であること。

また、方向性として、乗り入れ授業が中1ギャップ対策のための授業にとどまっているため、恒常的な小・中一貫教育の実現に向けた施策になることを期待している。

具体的なイメージをつかむために効果的なのは、小・中一貫教育のモデル校を設置し、小・中学校が同じ校内研究の土俵に立って、研究成果を発表し、教員間で成果を共有することで、全体的なレベルは向上し、教員も市としてのゴールを持つことができるのではないか。

さらに、授業時間や学習内容などの違いがあるので、小・中学校の教員が意見交換を行い、すり合わせをすることで、9年間を通したカリキュラムの道筋が見えてくるのではないかという御意見がございました。

続きまして、30ページを御覧ください。

「児童・生徒指導の充実」に対する「第三者委員会による検証結果」でございます。

児童・生徒が教員に相談した際に、相談した側へのケアは充実している一方で、問題を起こした側への対応が不十分で、根本的な解決に至っていない場合があるのでは。

社会全体においては、問題状況を改善することが求められるように、教育現場においても同じことが求められるという御意見がございました。

児童・生徒指導の充実を推進する上では、教員の多忙化が一向に解消されない現状に課題があり、児童・生徒指導に充てる時間を確保できる体制づくりのほか、学校でさまざまな事案や法的な問題などが発生した際に、スクールロイヤーなどの専門家が介入することができるような仕組みの構築が必要という御意見がございました。

次に63ページ・64ページには、重点取組・その他取組に対する第三者委員会の検証結果を記載しております。

小・中学校における読書活動の推進、教育の情報化の充実、学校における働き方改革の推進、家庭教育支援の充実、心の教育の推進、安全・安心な学校給食の実施、児童・生徒の安全対策の推進、以上の各取組について、記載のとおり御意見がございました。

最後に65ページを御覧ください。

今回の点検・評価全体を総括しての検証結果でございます。

学校教育を充実させていくためには、教育委員会がリーダーシップを發揮することが重要であり、現在は、実際の進め方が学校側に委ねられているケースが多く、学校によって対応が異なっていることで、市全体としてのビジョンが曖昧になっているのではないか、という御意見がございました。

具体的には、教育施策における市全体が目指すゴールやマイルストーンを設定して学校へ示し、共通の目標を掲げることで、現場の教員自身が市として目指していく方向性を認識し、教育委員会と同じ視点を持って取り組むことができる。

また、マイルストーンの設定により進行管理を行うことで、継続して取組の改善を図ることができ、その際には、「効果があると思う」のような主観的な評価ではなく、客観的な指標に基づいて効果検証を行うとともに、ネガティブなフィードバックから課題を捉え、対策を講じていくことが重要で、教育委員会が明確な指針を示し、教育施策の推進役として機能する体制づくりを進めていくことが、市全体のレベルを引き上げることにつながるとの御意見がございました。

一方で、教員の働き方改革が大きな課題であり、教員の多忙化が一向に解消されない現状では、現場の納得を得ながら施策の展開をリードしていくことは難しいのではないか。

目まぐるしく変化する社会において、子どもたちに求められる資質・能力は急激に変化しており、子どもたちの「生きる力」を育むためにも、教員が一人一人の子どもに向き合う時間を確保することが必要で、そのためには、表面的な時間数の削減だけではなく、事業のスクラップによる根本的な業務量の削減が求められる。

また、教育委員会は教員の働き方改革が更に進むように、必要な教員や人材の確保を国や県に粘り強く働きかける必要があるとの御意見がございました。

デジタル化のスピードは、ゆくゆくは人間に知識が不要になるのではないかと思われるほどの勢いであり、そのような社会の中で、「綾瀬市ではどのような人材を育成していくのか」という点について考えていく必要があるとの御意見がございました。

以上が、本点検・評価報告書の第三者委員会の検証についてでございます。

教育委員会といたしましては、第三者委員会からいただきました御意見を踏まえ、今後も、子どもたちのより良い教育環境づくりのため、各施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

本日、この点検・評価報告書の決定をいただいた後、議会全員協議会でその内容を報告し、併せて、ホームページに掲載し、市民へ公表してまいります。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第26号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

これは意見になりますが、昨年度の点検・評価と比べて、今年は参考資料がとても充実してい

て、例えばノートモデルやアンケートなどがわかりやすくまとめられていて、私たちはもちろん、第三者委員の方にとってもわかりやすかったのではないかと思います。

忙しい中で時間もかかったと思いますが、本当に素晴らしい資料で、わかりやすくてよかったです。ありがとうございます。ありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

はい。ほかにございますか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

意見になりますが、亀ヶ谷委員がおっしゃったように、事前に渡していただいた資料は第三者委員会の方にとってもわかりやすかったと思います。ありがとうございます。

私としても、小中一貫教育は中1ギャップ対策ということが大前提にあります、その次に目指していくゴールやマイルストーンの設定、そして定性的な評価というのは必要だと思っており、ここで明確に御意見をいただけたのは、配付した資料が良かったからこそだと思いますので、本当にありがとうございました。

教育委員という立場でも、非常にわかりやすい全体総括を第三者委員会の方にしていただきましたので、それを踏まえた形で進めていけたらと考えています。以上です。

○教育長（袴田毅君）

ほかにございますか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第26号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第8号報告 綾瀬市教育大綱の改定について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第8号報告 綾瀬市教育大綱の改定について」、御説明いたします。

追加報告書の2ページ・3ページを御覧ください。

本件につきましては、現行の教育大綱が令和7年度末で対象期間が終了することに伴い、昨年11月の総合教育会議から、市長、教育長、教育委員の皆様で意見交換を行い、綾瀬の教育を目指すビジョンについて共有を図ってまいりました。

そして、今年8月の総合教育会議において、改定内容について協議・調整をいただき、その内容を踏まえ、9月18日付けで市長より、綾瀬市教育大綱の改定について通知がございましたので、その内容について御報告をさせていただくものでございます。

報告に当たりまして、総合教育会議後に、修正された点を中心に御説明させていただきます。

報告書の4ページ・5ページを御覧ください。

「基本理念」につきましては、総合教育会議時点から変更はなく「社会を生き抜く力を育む」としております。

次に、「目指す人間像」でございます。

学校教育分野と生涯学習分野それぞれの「目指す人間像」が記載されております。

総合教育会議におきまして、学校教育分野の表現について御意見があり、思いやる対象を「人」に限定せず、動植物や環境なども含め、全てのものに対して思いやりの心を持って欲しいとの願いから、「人を思いやり」という部分が「思いやりがあり」という表現に変更となっております。

改定後の対象期間は、令和8年4月から令和13年3月までとされておりますが、対象期間内であっても、必要があれば総合教育会議において協議をすることとされております。

次に、基本理念を達成するための「5つの方針」でございます。

1の「自ら学ぶ力を育みます」においては、「想像力」の要素を加え、「自発的に考え、想像し、行動する力」と変更されております。

3の「個人の尊厳や人権を尊重した人格の形成を推進します」において、二つ目の文章ですが、「国籍を問わず」という表記に変更しております。

以上が総合教育会議での御意見を反映した、市教育大綱の主な変更点でございます。

現在、教育委員会では、「学校教育推進プラン」の中間見直しを行っているところでございますが、市教育大綱との関係性は「方向性の共有」と位置付けておりますので、今回の改定内容を踏まえながら、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第8号報告に関しまして、質疑等がございましたらお願ひいたします。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

意見になりますが、5つの方針が現行と比べて具体的になったと思っています。

特に、さまざまな体験の機会に関しては、オープンファクトリーや工場見学などを通して、先生に負担をかけずに提供することができると思いますので、商工会などにも働きかけやすい具体的な言葉になっているのが良いと思いました。以上です。

○教育長（袴田毅君）

ほかはございますか。

林委員。

○委員（林紀美子君）

私も意見になりますが、とてもわかりやすくてすばらしい内容だと思います。

恥ずかしながら、教育委員になるまで教育大綱というものがあるということも知らなかつたので、保護者の立場としては、もっと周知していただけたらと思います。

ホームページだけではなく、LINEを活用することや、広報あやせへの掲載など、全市民が見られるように周知していただけたらと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

何らかの形で市長部局の方に伝わるようお願いします。

はい、ほかはいかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

大変きめ細やかな表現になっていると感じる一方で、市長の教育に対する思いや願いが記されていますので、教育委員会としては責任が重く感じます。

先ほど部長からもありましたように、学校教育推進プランの改定に当たっては、この5つの方針等を踏まえて、しっかりと実践・推進できるよう取り組んでいかなければならないと感じました。以上です。

○教育長（袴田毅君）

わかりました。ぜひ策定委員会の方に伝わるようお願いします。

はい、ほかはいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑がないようですので、第8号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議9月定例会を閉会いたします。

午後1時51分　閉会